

横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 21 年 10 月 26 日 神福第 1346 号 (区長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営その他について、横浜市神奈川区における地域ケアプラザの指定管理者の選定等に関する要綱(平成 21 年 10 月 26 日 神福第 1346 号)第 3 条第 2 項に基づき、必要な事項を定める。

(審議項目)

第 2 条 委員会は、地域ケアプラザの指定管理者の選定に関し、次の事項について区長に意見を述べる。

- (1) 選定手続きの細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 指定管理者の選定に関する審査
- (5) 指定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者の選定
- (6) その他区長が指定管理者の選定に必要と認める事項

(委員会の委員)

第 3 条 委員会の委員は、学識経験者、福祉保健活動団体・地域住民等利用者代表及びその他区長が必要と認める者をもって構成し、区長が委嘱する。

- 2 委員のうち地域住民等利用者代表の委員については、利用者代表となる地域ケアプラザの議事に関して審議し、議決するものとする。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと区長が認める場合は、区長はその職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、区長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員名及び役職等は公募要項等で公表する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、指定管理者の選定について区長から委嘱を受けた日から、当該地域ケアプラザ等に係る指定管理者が指定された日までとする。

(作業部会の設置)

第 6 条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を設置することができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、第4条第2項の規定により委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員（委員長を除く）の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員会は、委員長が必要であると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（委員の責務）

第9条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる法人の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した事業者を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りではない。

（報告）

第10条 委員会は、指定管理者の優先交渉権者及び次点交渉権者の候補者選定を行ったときは、速やかに選定の結果を区長に報告する。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、神奈川区福祉保健課において行う。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年10月26日から施行する。

（要綱の廃止）

2 次に掲げる要綱は廃止する。

神奈川区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会設置要綱（制定 平成15年10月14日神福第433号 最近改正 平成16年8月24日神福第331号）